

秋田県国民保護計画（案）の変更の概要

1 国民の保護に関する計画について

（１）国民の保護に関する計画の策定について

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）」（以下、国民保護法という。）において、都道府県知事は、政府が定める「国民の保護に関する基本指針」（以下、基本指針という。）に基づき、「国民の保護に関する計画」を作成しなければならないこととされており、秋田県は、平成18年2月に「秋田県国民保護計画」を策定しています。

（２）国民の保護に関する計画の変更について

政府の国民の保護に関する施策に変更等があった場合、「基本指針」は変更され、都道府県は「国民の保護に関する計画」へ、その変更を反映する必要があります。

2 秋田県国民保護計画の変更について

（１）「基本指針」の変更の反映

この度、令和8年3月31日付けで「基本指針」の変更があったため、次の内容について計画を変更します。

①救援への「福祉サービスの提供」の追加

災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」が追加されたことに伴い、同様の措置である国民保護法の救援へ、同様の追加があったため。

②その他（記述の適正化）

（２）その他

次の内容について、計画を変更します。

①組織変更等の反映

関係機関の名称や令和8年4月1日付けの秋田県の組織変更等の反映のため。

②統計等の数値の変更

人口等の統計等について、直近の数値を反映するため。

③その他（記述の適正化）